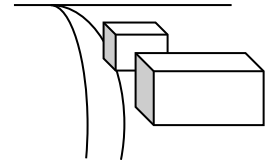


■設計者の皆様へ

## 建築確認申請時における道路の調査について



建築物の敷地は、建築基準法第 42 条に規定する道路に 2m(又は4m)以上接しなければなりません。

これは、健全な市街地を形成し、建築物の安全を確保するための重要な制度ですので、申請前には道路に関して十分な調査をされるようお願いいたします。

なお、県では、平成 22 年 4 月 1 日から国土交通省「建築基準法道路関係規定運用指針」に基づき、各地域振興局において、建築基準法に規定する道路の判定業務を以下のとおり行っています。

### ①航空写真による建築物の立ち並びの判定について

[法第 42 条 2 項道路]

→各地域振興局に、法適用時の航空写真<sup>※1</sup>を備え付けて、2 項道路の判定を行います。

※1：国土地理院等が撮影した写真で、法が適用された後の最も近い年に撮影されたもの。

「2 項道路」＝法が適用されるに至った際、現に建築物が立ち並んでいる幅員 1.8m 以上 4m 未満の道で、一般交通の用に供されている道路をいいます。

[熊本県建築基準法施行細則 第 19 条]

建築物の立ち並びは、最低 2 軒以上あったことが条件となります。

### ②法適用時に建築物の立ち並びがない道路について

→一定の条件<sup>※2</sup>の範囲内で、法第 43 条ただし書に基づく許可を適用します。

法適用時に建築物の立ち並びがなく、それ以降に建築確認を受けた建築物が立ち並んでいる道路等については、一定の条件<sup>※2</sup>の範囲内で、各地域振興局において建築の許可をします。

※2：条件の詳しい内容については、県建築課又は各地域振興局にお問い合わせください。

(許可申請手数料：1 件 33,000 円が必要となります。)

### ③判定が終了した道路の記録について

→道路判定が終了した 2 項道路等は「指定道路基礎調査図」に順次記録します。

「指定道路基礎調査図」は、各地域振興局に備え付けて道路相談時に活用します。

なお、判定が終了していない道路についても、従来どおり、事前協議制度により個別に判定します。

→判定結果を確認審査事前調査報告書に記載を受けることができます。

(H24 年度から実施)

指定確認検査機関に確認申請を提出される場合には、各地域振興局において、道路判定の状況を「確認審査事前調査報告書」に記載することができます。

この記載があれば、指定確認検査機関での建築確認を受ける際に、円滑な審査が行われます。

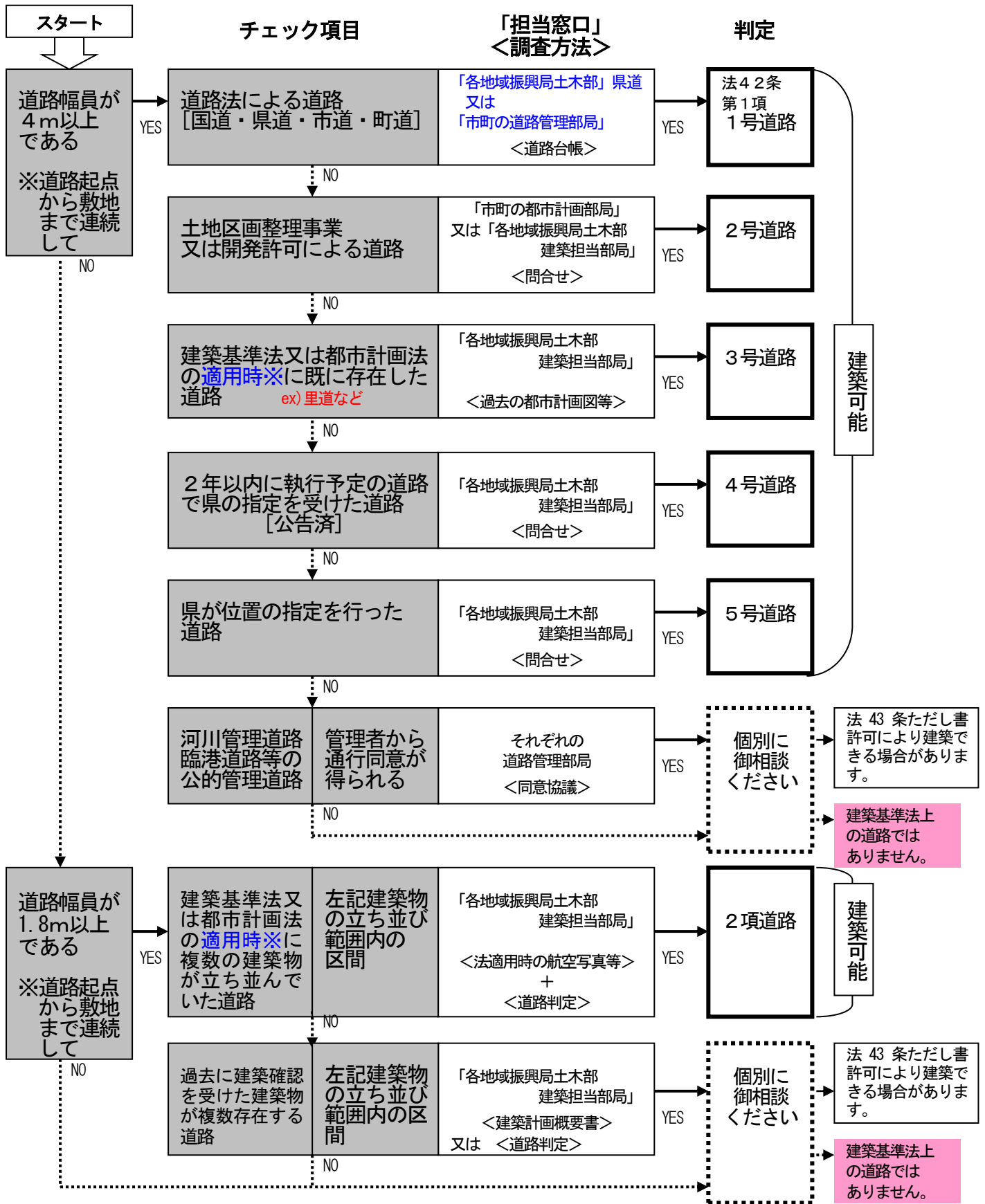
お問い合わせ先

熊本県土木部建築課 建築物安全推進室  
建築指導班 TEL096-333-2534

各地域振興局土木部  
景観建築課／技術管理（景観）課

# 道路に関する事前チェックシート [建築基準法による道路の判定]

都市計画区域内では、建築物の敷地は、建築基準法による道路に接しなければなりません。建築を計画する前に、以下のフローにより道路に関する調査をしてください。



【お願い】 各担当窓口で調査・相談される場合は、以下の資料をお持ちください。

- ①住宅地図、②公図又は字図、③周辺の建物の建築年が分かる登記簿謄本の写し、④道路の幅員が分かる写真等